総合企画局企画調整課　瀧峠

教育プラン教育行政改革重点施策(案)について

「基礎学力向上に関するシティミニマム設定の検討」について

子どもの成長にとって、義務教育段階で理解力基礎学力や基礎体力をきちんと身につけることは大変重要であり、保護者にとっても関心の高いところなので、「シティミニマム設定」の必要性を少し書き込んだほうがよいのでは。

「民間活力の導入」について

記述されている内容に加えて、学校運営等に関する民間人の登用や私立学校、学習塾等における有効なノウハウの導入、学校の改築や管理運営等に関するPFI方式等の可能性は？

「行政区単位での教育行政の展開」について

地域の実状に即した施策の実施や迅速性などの観点から、行政区単位での教育行政の充実を図ることは重要であるが、組織整備等の実施にあたっては、効率性や的確、迅速な意思疎通等の観点も考慮して教育委員会事務局とのバランスや関連性などについても配慮する必要があるのでは。

※ なお、当然のことですが、プランの策定、実施にあたっては、その「実効性」が重要であり、現在取り組んでいる新たな総合計画の策定にあたっても、10 年程度の基本構想と 3 年間の実行計画という枠組みとともに、着実な成果を上げることや施策・取組の成果、効果を市民が実感できるという点を重視していますが、今回のプラン策定にあたっても改めて留意することが必要かと思います。

新　た　な　総　合　計　画　の　姿

２０１０プラン
（平成5(1993)年3月）

基本構想（21世紀の第1四半世紀を見据えた長期構想）

基本計画（5の基本方向・9の課題・25の分野別計画）＝18年の計画期間

一般管理費・維持修繕費等

実施計画＝中期計画事業

法定扶助費・公債費・人件費等

実施計画＝中期計画事業
義務的経費・一般行政経費等を除き、
新規・充実事業を中心に事業を体系化
↓
第3次中期計画の場合
計画事業　281事業
総事業費　7，511億円
所要一般財源　1，936億円
（平成11～15年度の5年間）
↓
中期計画事業の単年度所要一般財源は
年間一般財源予算の約10%程度
↓
一般行政経費や扶助費・公債費等の
増嵩によりその実現が困難に

2010プランの特徴
- 多様な市民参加や基本構想の議決などにより本市の将来像や施策の基本方向等について、市民との合意形成や認識の共有化を図ったこと
- 市民の意識やニーズが多様化している中で、総合的な観点から施策の体系化を図ったこと
- 総合的、計画的な視点からの行政執行の指針となってきたこと

行財政改革プラン
（平成14(2002)年9月）

基本認識
期れた豊かな歳入構造・硬直化が進む歳出構造
⇒　平成17年度に一般会計赤字決算
財政再建団体に転落の可能性
↓
原因は単に不況による一時的税収減でなく
- 高度経済成長期に形づくられた施策の制度疲労
- 少子高齢社会の到来等の構造的な要因

↓
旧来型の改革手法や予算のやりくりの限界
↓
行財政改革の断行
行政を小さくして民間活力を引き出す
受益者負担以外の市民負担増加の回避を前提に
「活力とうるおいのある市民都市」をめざす

具体的な改革の方向
1　行政体制の再整備
- 職員配置、組織機構、給与制度、人事制度の見直し
- 公営企業の経営健全化、出資法人の見直し
- 補助・助成金の見直し
- 債権確保策の強化
- 総合的土地対策の推進　等

2　公共公益施設・都市基盤整備の見直し
- 新規着工事業を原則として3年間凍結
- 当面予定されている事業に対し4ランクの優先順位設定

3　市民サービスの再構築
- 市民参画による地域主体のまちづくりを原則
- 効率的・効果的な市民サービス提供システムの構築
- 公平性の観点に立って受益と負担の関係を適正化

財政収支試算モデルの明示
平成21年度までの財政収支フレームを明示するとともに
行政体制の再整備、公共公益施設・都市基盤整備の見直し・
市民サービスの再構築の3つの柱を一体的に推進することに
よる平成21年度での収支均衡を目標設定

- 現行の市民負担で現行のサービ水準を維持することは不可能
- 小出しの部分的改良を加えた程度では川崎市の再生はあり得ない状況

↓
行財政改革プランの策定へ

社会環境の急激な変化と2010プランの課題
- 高度経済成長の崩壊と景気低迷の長期化
- 少子高齢社会の急速な進行　等

⇒
- 計画事業の実施事業費と財政収支見通しとの整合不足
- 計画外事業の把握不足（一般行政経費、扶助費、公債費等の増嵩）
- 計画事業投入可能一般財源が不明確
- 計画事業の実現可能性が不明確

新　た　な　総　合　計　画
（平成17(2005)年予定）

基本構想（市政運営方針や政策の基本方向を掲げる具体性を持った10年程度の計画）

財政収支見通し（計画期間の収支フレームを明示）

施策・事業体系の再構築　基本構想に基づく3か年の実行計画
（原則的に全ての施策・事業を対象）

新たな総合計画策定に向けた基本的視点
- 地域経営の視点を重視すること
- 課題にタイムリーに対応し着実な成果を上げるために重点的、戦略的な取組を図ること
- 施策や取組の成果、効果が市民の実感として把握できるような課題を設定すること
- 幅広い参加と議論を積み重ねること

重点的戦略的に取り組む事業
- 市民にとって切実かつ重要な課題
- 川崎再生に欠かせない戦略性の高い重要な課題
- 今後3年間のうちに実現すべき重要な課題

新たな総合計画の姿

基本構想
- 行政運営の基本理念や基本方向の提示にとどまらず、相応の具体性を持った「川崎再生」のための基本計画
- 今日までの諸環境の変化と今後30年程度の諸環境の変化を踏まえ、具体性と現実性をもって提示可能な期間として、「10年」程度の期間を設定

実行計画
- 基本構想に基づく3か年の実行計画
- 施策・事業ごとに具体的・わかりやすく3か年の目標を明示
- 期間内の財政収支見通しを明示し、財源的な裏付けをもって実現可能な事業範囲に関する計画
- 全事務事業を対象とする施策体系の再構築
- 事務事業総点検と連携して全事業を管理

重点戦略プラン
- 実行計画における重点事業を重点戦略化

進行管理

事務事業総点検（川崎再生アクションシステム）

2010プランと新たな総合計画との比較

	2010プラン	新たな総合計画
基本構想の計画期間	（21世紀の第1四半世紀）	基本構想（10年程度）
基本計画の計画期間	平成5(1993)年度～平成22(2010)年度の18年間	実行計画 平成17(2005)年度～平成19(2007)年度の3年間
実施計画作成と期間	5年間を計画期間とする中期計画を作成（環境変化に合わせ適宜ローリング）	―（基本計画を実施（実行）計画化）
重要事業の重点戦略化	―（第3次中期計画に重点計画事業55を掲出）	重点戦略プランの策定

かわさき教育プラン教育行政専門部会・修正提案　　H16.2.5　峪

（１）改革の視点

「川崎市教育委員会‥‥」のアンダーライン部分をつぎのように改める。

「川崎市教育委員会においては，新しい教育行政の在り方として，学習指導要領に基づき，多様化する市民のニーズに応えながら，２１世紀社会を心豊かにたくましく生き，子どもに夢を育む教育をめざす教育行政を創造します。そのために，次の４つの基本的な改革の視点を示し，教育行政改革を推進していきます。」

【解説】

（１）「改革の視点」の章立ては書き出しリード文であり，教育行政施策の基本的な考えを述べるところである。

一方，次の３点はある種の具体策にすぎず，教育の根幹かかわる問題をはらんでいるのでプランには採用されない。先回にも主張したように，その内容には重大な問題を含んでいるので，将来に禍根を残さないよう，また全国から決定的な批判が向けられないよう，高い教育的識見をもって考えるべきである。

①各学校及び児童生徒の学習状況の的確な把握（いわゆる学力テスト）
②川崎市立学校としての基礎学力向上に関するシティ・ミニマムの設定
③優れた教育実践が他校との交流による一層の充実

（２）①各学校及び児童生徒の学習状況の的確な把握，いわゆる学力テストは，児童生徒が自ら学びの状況を把握するためや教育実践の工夫改善のために資するものである。従って，特色ある学校づくりの一手法として独自にその該当校が学力テストを実施し，調査結果を本人にのみ示して今後の学習に生かしたり、学習状態の傾向など専門的・客観的な考察や指導法の改善策について，学校経営の改善に役立てたり，学校教育推進会議，保護者などに学校説明として示したりすることは考えられる。

先回，「全市的に公開する」という方向で提案されたが，全市公開は「数字の一人歩き」を招き，正確な論拠のない「学校間比較と順序づけ」「地域間格差」を招く。また，「競争」も発生することが予想され，達成度を上げる無理な指導や練習につながりかねない。このことは，偏差値教育や受験競争の過熱など，わが国は既に苦い経験として記憶に新しく，その教育上の弊害を回避するためにこそ，この教育改革があることを考えると，学力テストは改革に逆行し教育を歪曲する危険性をはらんでいる。

もとより，教育に「競争原理」を持ち込むことは子どもの育ちになじまず，害こそあれ有用ではない。

かつて，校内で成績順位を貼り出した時期があった。その当時の経験者は，非人権的で憎悪に満ちた子ども時代を今も鮮明に記憶している。学力レストの公開はこれの同列に位置している。

また，荒川区などいくつかの地方の学力調査の公開については，どれも強い批判こそあれ，問題はないという話に根拠はない。

（３）②川崎市立学校としての基礎学力向上に関するシティ・ミニマムの設定について

川崎市のいわゆる「目玉商品」として，「シティ・ミニマム」が提案されたが，その

実像はどのようなものか，想像がつきにくい。既に文部科学省はナショナル・ミニマムとして学習指導要領を提示しており，川崎市の「シティ・ミニマム」をその下位に設定することはできず，その上位に設定するとしてもその根拠も得ていない。

また，川崎市の「シティ・ミニマム」を基礎学力とし，「知識や技能」だけでなく，思考力や判断力・表現力，学ぶ意欲までも含むとするなら，まさに文科省と変わりない内容となる。

さらに，このような文科省とは異なる内容にするとしても，壮大な内容の「シティ・ミニマム」の作成者は教育に精通した高い有識者をもってあてることを想定しておくべきである。

（４）③優れた教育実践が他校との交流による一層の充実について

これは具体的にどのようなことを意味し想定しているか，文章表記上，分からない。他校との研究交流は伝統的に行われている。今後の研修の改善策として，「優れた教育実践校」と「劣った教育実践校」を峻別するという意味であれば，特色ある教育を実施している各学校を「優れた」「劣った」で区別できず，保護者の期待にも添わないものである。

（２）改革の方向性

③協働性と専門性の推進

「これからの学校には地域や保護者」の次に，「，児童生徒」を挿入する。